

公金の収納業務を委託しています

市では、以下の公金の収納業務を委託していますので、地方自治法施行令第 158 条第 2 項及び第 158 条の 2 第 6 項、国民健康保険法施行令第 29 条の 23 第 1 項、高齢者の医療の確保に関する法律施行令第 33 条第 1 項、介護保険法施行令第 45 条の 7 第 1 項並びに児童福祉法施行令第 44 条第 1 項の規定により、以下のとおり公表します。

委託している収納業務	委託先 1	委託先 2	担当課
市民税・県民税	埼玉県さいたま市南区别所 7 丁目 1 号 1 2 番 株式会社ゆうちょ銀行 (収納窓口は埼玉県、東京都、神奈川県、千葉県、群馬県、栃木県、茨城県及び山梨県にある郵便局・ゆうちょ銀行) (※自動払い込みのみ)	東京都江東区豊洲 3 丁目 3 番地 3 号豊洲センタービル 株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	納税課
固定資産税・都市計画税			国保年金課
軽自動車税（種別割）			
国民健康保険料（税）			
後期高齢者医療保険料			長寿支援課
介護保険料			
法人市民税			
市たばこ税			納税課
入湯税			
保育園保育料			
学童保育料			子ども保育課
芝生墓地管理料 ※			子育て支援課
市営住宅使用料 ※			健康福祉課
学校給食費 ※			保健体育課